明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（五）　二
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六）　三
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七）　五
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産三）　九
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則（国土交通二）　三
○放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（同三）　三
○水先法施行規則の一部を改正する省令（同四）　三
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委一）　一四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同二）　一四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一二）　一五
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同一三）　一五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働一二）　一七
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同一三）　一七
○農薬を登録した件（農林水産一一一～一一三）　一八
○農薬を再登録した件（同一一四、一一五）　二〇
○農薬の登録が失効した件（同一一六）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、平成二十九年度管理業務主任者試験合格者関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五号）（財務省）

1　小笠原諸島復帰五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を九、〇〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。